

発電事業者 各位



再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）変更のお知らせについて 《10kW 以上の太陽光発電設備を連系されている方への重要なお知らせ》

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022 年度以降、改正後の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」及び同法施行規則（以下「省令」）等の下で、

- ・ 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度（2022 年 7 月開始）
- ・ 経済的出力制御（オンライン代理制御、2022 年 4 月以降代理制御が発生したエリアから順次開始）が始まります。

制度変更の概要等につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制度変更の概要

別紙「2022 年度以降の固定価格買取制度（FIT 制度）の変更について」をご覧ください。

2. 発電事業者様へのお知らせ

今回の制度変更に伴う特段のお手続きは発生しません。

後日、発電事業者様と当社の契約条件を定めた「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」について、改正後の省令内容を反映した要綱を当社ホームページに掲載いたします。変更後の契約内容等につきましては、そちらをご確認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. その他

今回のお知らせ内容は、国の制度変更であり、国からも電子メール等により周知されております。このため、制度変更に関する詳しい内容につきましては、別紙に記載の資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。また、資源エネルギー庁のコールセンターまでお問い合わせ願います。

また、複数の発電設備を設置されている場合、本お知らせが重複して届く場合がございますので、予めご承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上